

令和2年度「地域を良くするしくみづくり助成金」要項

1 目的

赤い羽根共同募金の配分金を財源とし、地域に根ざした住民の助け合い活動、住民参加の活動、学校における福祉普及活動などを振興し、地域福祉等の増進に資するためボランティア活動等を行う様々な分野のグループ・団体に対して助成を行う。

2 募集期間 令和元年11月1日～令和元年12月5日

3 助成期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日

4 助成金の交付対象

(1) 対象となる事業

地域福祉の推進、小中高校における福祉普及活動及び住民の安心・安全な地域づくりに資するソフト事業とし、次に掲げる事業とする。

- ・高齢者、障害者、児童等を対象としたボランティア活動
- ・地域福祉及び福祉普及活動を推進するための講演会の開催
- ・学校等における、環境問題に関する収集活動（エコキャップや使用済み切手、プルタブなど）
- ・福祉施設への訪問、交流等の事業
- ・高齢者、障害者、児童等を対象とした見守り活動の推進
- ・災害支援等に関する活動
- ・その他飯山市共同募金委員会長が必要と認めた事業

(2) 対象とならない事業

- ・国、県または市の補助金を受けた事業及び国、県、市等の外郭団体から助成金を受けた事業。
- ・分担金、負担金の支出に限られる事業。
- ・宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業。

(3) 対象となる団体

事業目的が明確な、非営利の住民組織団体。分野は問わず、地域福祉活動を推進する団体・グループ等（法人及び任意団体。以下、「団体等」）。

(4) 助成の条件

次に掲げる条件を満たしていること。

- ① 団体等としての規約が定められており、事業計画と予算が策定されていること。
- ② 赤い羽根共同募金活動に協力いただけること。

(5) 対象となる経費

対象となる経費は、次に掲げるものとする。

対象となる経費	対象とならない経費
・活動に関わる経費 （事務費・交通費・保険代等） ・用具類購入費用等 ・指導者への謝金／講師食事代等 ・研修費（ボランティア研修会への参加等） 等	・飲食代等 ・交際費等 ・総会費等 ・賃金/日当等の人件費等 ・積立金 等 ・懇親会費等 ・慶弔費等 ・光熱水費

5 助成額

助成額は、対象となる経費に対し補助率10/10とし、1団体5万円を限度とする（全体の配分予定額は予算の範囲内）。福祉普及校について、小学校は一律1万5千円、中学校、高等学校は3万円とする。

6 申請方法

申請する団体等は、「**地域を良くするしくみづくり助成金申請書**」（様式第1号）に、団体等の規約又は会則、事業計画、役員名簿等を添付し、長野県共同募金会飯山市共同募金委員会事務局まで提出する。

7 選考及び決定方法

「**長野県共同募金会飯山市共同募金委員会**」の審査により、助成金交付団体等を決定する。
(令和2年4月頃の予定)

8 助成金交付について

助成金の交付が決定した団体等は助成対象事業終了後、「**地域を良くするしくみづくり助成金実績報告書**」（様式第2号）を**令和3年4月30日までに**提出し、それに基づき助成金額が決定します。その後交付となります。

9 お問い合わせ先（事務局）

長野県共同募金会飯山市共同募金委員会 事務局
飯山市大字飯山1211-1 飯山市福祉センター内
電話 0269-62-2840
FAX 0269-62-2904